

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年5月13日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
正門門扉補修工事
- 2 履行場所
横浜市栄区犬山町6-2
上郷中学校
- 3 契約日
令和6年4月16日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年4月26日
- 5 契約金額
264,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市港南区野庭町562-14
(有)佐藤組
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
門扉の複数の戸車が劣化及び破損し、開閉ができなくなり、生徒の安全上学校運営に支障をきたすため、緊急契約での修繕を行った。
- 8 契約の相手方の選定理由
近隣で迅速な対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立上郷中学校